

「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループにおける審議の中間まとめ」についての文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室による意見募集に対し、(社)国立大学協会入試委員会として、平成22年3月5日付けで以下のとおり意見を提出した。

「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ審議の中間まとめ」について

高等学校における学習評価については、高等学校卒業後、大学に進学する者、専門学校へ進学する者、就職する者等の多様な進路選択の形態があることを踏まえ、高等学校教育の質と高校生一人ひとりの学びの水準を国及び個々の高等学校として保証する観点から、それぞれの進路選択に当たって適切な評価となるよう工夫が必要である。このことを前提として、国立大学協会入試委員会は、高等学校教育と高等教育の接続の観点から、以下のような意見を申し述べることとする。

1. 今回の学力評価改善にかかる基本的な考え方は、教育基本法ならびに学校教育法に基づくわが国教育の質の向上と今後の知識基盤社会の構築にあたって重要であると理解する。
2. 社団法人国立大学協会入試委員会は、ワーキンググループの審議にあたり、学校教育法によって、高等学校卒業をもって大学入学資格を規定しているにもかかわらず、高等教育に接続すべき高等学校教育の達成度、あるいは高校教育の完成の水準をどこに置くべきかについて今まで明らかにされないままとなり、「高大接続」の多くを大学入試に依存する状態が生まれていることを指摘し、①高等学校の学習評価の在り方を検討する際には、学校教育法の趣旨にしたがい、「高大接続」に明確な指針を与える観点からの検討がなされるべきこと、②学習評価、殊に「知識、理解」の観点からの評価については、少なくとも学習指導要領に即した客観的目標に照らしての目標準拠の評価を行い、高等学校間の格差を可能な限り解消するのが望ましいことについて意見を述べた。
3. 今次「審議の中間まとめ」においては、しかしながら、高大接続の観点からの学習評価の在り方については触れられていない。また、「各教科における児童生徒の学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価と総括的に捉える評定については、目標に準拠した評価として実施していくことが適当である」ことが明らかにされているにもかかわらず、目標自体が明示されず、かつ都道府県を越える国としての統一性を欠いている。
4. こうした結果、「審議の中間まとめ」にみる学習評価改善は、適切な高大接続をわが国において実現することに結びついていないと判断せざるをえない。答申に向けて一層の検討を望むものである。
5. 平成20年の中央教育審議会答申『学士課程の構築に向けて』は、高大接続に関して、高等学校段階での学習成果の客観的把握を目的とする「高大接続テスト(仮称)」を提起しているが、「高大接続テスト(仮称)」が導入される場合には、調査書で記入される評価・評定は大学での選抜に重要な役割を果たすことになる。調査書が高大接続にあたって、十分な説明力をもたらるものとなるよう期待する。